

令和5年5月2日

報道発表資料

コンビニエンスストアでの証明書交付サービスの臨時休止について（第1報）

コンビニエンスストアでの証明書交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）において、本日令和5年5月2日（火）に、市民から、別人の戸籍全部事項証明書が発行されたとの連絡が1件あり、現時点で、原因が不明なため、同日13時30分頃からコンビニ交付を休止しています。

現時点で、復旧の見込みはたっていません。

市民の皆様に御迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫びいたします。

1 システムの概要

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。

2 経過（令和5年5月2日）

午前7時31分	市民がコンビニで戸籍全部事項証明書を発行したところ、別人の証明書が出力された。
午前11時20分	市民が区役所区民課にて証明書の誤交付について相談し、区が市民文化局戸籍住民サービス課宛て連絡
午前11時30分	戸籍住民サービス課からコンビニ交付の運用保守業者宛て調査を依頼
午後1時30分頃	原因が判明しないため、コンビニ交付を休止

3 原因

現在調査中

4 休止しているサービス

コンビニ交付で利用できる全ての手続き

- (1) 住民票の写し
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍の附票の写し
- (5) 戸籍（全部・個人事項）証明書
- (6) 課税（非課税）証明書

5 対応状況

- ・市民の方にお詫びするとともに、戸籍全部事項証明書について誤って出力したものを回収し、改めて、正しいものを交付しました。
- ・システムの休止について、市ホームページで周知を行っています。

6 復旧見込み

現時点で、復旧の見込みはたっておりません。

【問合せ先】

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課 大貫
電話 044-200-2734